

採択された請願・陳情及び主な検討事項の処理状況について

*対応等について報告済みのものを除く。

区分	請願・陳情番号・件名 検討事項とした項目	採択又は検討事項 とした定例会など	請願・陳情又は検討事項の主旨	処理状況	所管
1 陳情	4年第15号陳情 重度障害者グループホーム施設の早期建設、及び同施設事業の早期実施と区長、区の担当者の障害者宅へ早期訪問と、相互理解を深める定期的な懇談会開催について	令和4年第3回定例会	<p>1. 江古田三丁目、旧療育センターアポロ園跡地を活用した重度障害者グループホーム等の施設の建設と、事業の実施が最大限の努力と工夫により早期に実現されることを求めます。</p> <p>2. 緊急一時入所をはじめ、短期入所、長期入所等の利用しやすい施設整備となるよう求めます。</p> <p>3. 区長、区の担当者の障害者宅への早期の訪問実現と、実情を理解するための懇談を求めます。</p> <p>4. 重度障害者グループホーム建設の早期実現を願う会と中野区との定期的な進捗状況等情報交換懇談会の開催を求めます。</p>	<p>1. 令和5年1月4日に運営事業者の公募を開始し、令和5年4月21日に審査委員会を実施した。応募のあった1者について運営事業者としての適性を審査し、令和5年5月31日付で運営事業者を決定した。施設の実施設設計を令和6年11月から開始し、令和7年11月に施設の実施設設計を完了した。令和8年4月の着工に向け、令和8年3月に新築工事に係る近隣説明会を実施予定である。</p> <p>2. 施設整備基本計画を策定する委託事業者を入札により決定した。令和5年6月・7月及び11月に実施した当事者家族等との情報交換で出された意見を視野に入れながら、基本計画の策定を進めた。令和6年12月に基本設計を公表、当事者団体の各代表には、公表した資料を補足するため基本設計について報告し、質問や意見を伺う場を設けた。その後、令和7年1月には基本設計に係る近隣説明会を実施した。</p> <p>3. 令和5年7月から8月にかけて、障害者宅への家庭訪問を2回実施した。令和7年12月に区長、担当課長及び障害福祉課職員が区内の重度障害者宅へ訪問し、実情を理解するための懇談を家族等と行った。引き続き、当事者の家族と連絡を密にし、状況を見ながら訪問等を実施していく。</p> <p>4. 令和5年7月に当事者家族等を対象に運営事業者決定の報告及び情報交換を行った。令和5年11月22日に施設整備基本計画の策定に向けた情報交換の場を設けた。令和6年3月及び9月に基本計画策定の説明会を実施した。今後も、施設整備の進捗に応じ、懇談の場を設けていく。</p>	健康福祉部

2	陳情	6年第4号陳情 中部スポーツ・コミュニティプラザの屋外運動広場にテニス用ラインの常設、及び利用料金の見直しを求める陳情書	令和6年第2回定例会	1. 中部スポーツ・コミュニティプラザの屋外運動広場にテニス用ラインの常設を求めます。	屋外運動広場には砂入りショートパイル人工芝を敷設しており、ラインを直接塗料等で引くことは難しい。 現在の人工芝は、引き続き使用可能であるため、今後、全面改修する際には、他の競技用ラインも含め、設置を検討する。	健康福祉部
3	陳情	7年第8号陳情 「中野区における産後ケア、産後支援事業の充足及び父親の育児参加の促進を求める陳情」	令和7年第1回定例会	①中野区における産後ケアの充実と利便性向上を求める。 ②中野区における産後家事・育児支援事業の充実と利便性向上を求める。 ③中野区における妊婦・母親に加え父親の育児参加支援の強化を求める。 ④中野区の子育て相談の多様な在り方を求める。	・①、②について、パンフレットを作成するなどの工夫を行った。また、母子保健アプリの連携も検討している。 ・②について、令和8年度から利用回数を拡充する。 ・③のうち赤ちゃん学級の申込みについて、オンライン化を実施した。また、父親向け講座について、令和8年度から実施回数を拡充する。 ・④については、継続して検討していく。	地域支援あい推進部
4	陳情	7年54号陳情 障害児童・生徒の福祉サービスの利用について	令和7年第4回定例会	1. 放課後等デイサービスの送迎をより利用しやすくなるよう、制度の見直しを検討してください。 2. 緊急時の一時保護や短期入所の拡充について、優先利用枠を設けるなど改善策や、施設の増設や人員の増員のための方策など、障害のある子どもを泊まりでも預けられる環境整備の検討をお願いします。 3. 成人版の放課後等デイサービスのような、卒業後の障害者向け居場所事業の検討をお願いします。	1. 放課後等デイサービスの送迎をより利用しやすくなるよう、区内の放課後等デイサービスを運営する事業所の送迎状況を確認し、実施について事業所に働きかけを行っている。 2. 医療的ケア児のショートステイの受け入れについては、医療的ケアを実施できる体制を確保するために、看護職員の配置に係る人件費の補助を実施しており、ショートステイの実施事業者に対し、引き続き受け入れについて働きかけていく。また、令和9年度開設予定の江古田三丁目重度障害者グループホーム等施設において、医療的ケアを必要とする方の短期入所を実施予定であり、障害児の受け入れについても運営事業者と調整を図っていく。 3. 18歳以上が使えるサービスとしては、重度障害者が利用する生活介護においてタイムケア事業を実施しており、ニーズを把握しながら拡充に向けて検討していく。 また、障害の状況、年齢、生活の背景等、それぞれに合わせた多様な支援を提供するために、制度の拡充や財政支援について、国や東京都に求めていく。	健康福祉部